



緊急通報システム



「緊急通報システム」は体調変化などの緊急時に、ボタンを押すだけで、緊急通報センターに 24 時間待機している看護師に電話がつながるシステムです。

利用できる要件

次の①～③を満たす方が対象となります。

- ① 御船町に住所を有する 65 歳以上の方。
- ② (1) おひとり暮らしの方
(2) 同居人がいるが、その同居人が要介護者である方
(3) 同居人がいるが、その同居人が中重度の障がい者である方
(4) 同居人がいるが、その同居人が仕事など、都合で長時間留守になる方
- ③ (1) 心疾患があるなど、緊急事態が予測される疾患がある方
(2) 脳血管疾患にかかった経緯がある方
(3) 転ぶ可能性がとても高いなど生活上注意が必要な方

※非課税世帯の要件は撤廃されました。

利用者負担額

	利用月額	設置費用	撤去費用
生活保護受給世帯	無料	無料	無料
住民税非課税世帯	500 円	1,000 円	1,000 円
上記以外の世帯	1,342 円	2,750 円	2,750 円

※設置した月の分の利用月額は、設置後 1 ヶ月に満たなくても利用月額の全額をお支払していただきます。

また、撤去した月の分の利用月額は無料となります。

利用申請窓口

御船町役場 福祉課 地域包括支援センター窓口で受け付けます。
まずは、窓口にてご相談ください。

御船町 地域包括支援センター TEL：096-282-2911

協力員の登録

申請時には、緊急ボタンが押された場合や緊急通報センターからの連絡に返答がない場合に、本人の安否確認をしていただく「協力員」を 3 名登録してもらいます。
原則として、この協力員は申請する方に探していただきます。

緊急通報システムの設置

申請の結果、利用できることになった場合は、緊急通報システムをご自宅に設置します。



【緊急通報システム本体】
電話機の近くに取り付けます



【見守りセンサー】
1日で必ず通る箇所の壁に設置します



【緊急通報ペンダント】
本体から離れていても通報できるよう、身近に持っておきます。
本体から半径 50m程度なら通報が可能です。

緊急通報の体制



1 通 報

1. 具合が悪い、不安があつて相談したいなど緊急時に本体またはペンダントのボタンを押します。
2. 24 時間、見守りセンサーが感知しなかった場合には自動で通報されます。

どうなさいましたか？



2 受 信

通報されると、(株)キューネットの緊急通報センターに24 時間体制で待機している看護師につながります。

3 対 応

1. 通報された状況から判断し、救急車が必要な場合には、救急車の要請、親族・協力員等へ連絡をします。
2. 返答がないなど、本人のご状態が確認できない場合には、協力員に連絡し、安否の確認に急行してもらうよう依頼します。
3. 協力員が不在の場合や急行できない場合、夜 9 時以降には(株)キューネットの機動隊が安否の確認に向かい、必要な対応をします（医療行為や介護等はありません）。



協力員になることについてご協力をお願い

この「緊急通報システム」を円滑に運用するには、協力員の存在が不可欠です。協力員に登録されると、緊急通報時に本人のもとへかけつけ、安否を確認してもらうことがあります。ですが、過度な負担や責任を伴うようなことをお願いしたり、迷惑な時間帯に連絡したりはないようにしています。御船町で高齢者に安心して暮らして頂けるよう、もし協力員を依頼されましたら、できる限りのご協力をお願いいたします。